

### 3. 基本的な方向性

#### (1) ふるさと龍ヶ崎戦略プランとの関係

平成 23 (2011) 年の地方自治法改正により、市町村における総合計画の策定義務が撤廃され、当該計画の策定は市町村の判断に委ねられることになりました。そこで、本市では総合計画に代わる独自の計画として、「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を策定し、まちづくりにおける最上位計画としています。計画の期間は、平成 28 (2016) 年度までの概ね 5 年間です。

一方、国では平成 26 (2014) 年 11 月に創生法が成立し、人口減少に歯止めをかけるべく、地方公共団体にも地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定とその実行が要請されています。

総合戦略では、「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」による取り組みの成果等を十分に踏まえながら、人口減少対策に力点を置き、既存の施策や事業を再編するとともに、新たな施策や事業を立案するなどして、人口減少対策の戦略をとりまとめました。

なお、現行の「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」の計画期間が平成 28 (2016) 年度までであることから、現在、次期最上位計画の策定を進めていますが、総合戦略は次期最上位計画の中の地方創生分野の柱となる予定です。

#### (2) 計画の期間

総合戦略は、人口ビジョンに示す人口の将来展望などを踏まえながら、平成 27 (2015) 年度を初年度とする 5 か年の戦略として策定しました。

計画の期間 : 平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度

#### (3) 基本目標の設定と施策の推進

総合戦略では、国が示す基本目標を勘案し、本市における基本目標を定めるとともに、この基本目標の達成に向けた、基本的な方向性と具体的な施策を掲げます。

また、市長を本部長とする「龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生推進本部」において、施策を推進するとともに、定期的に検証と改善 (P D C A サイクル※P4 参照) を図ります。

なお、検証及び改善にあたって、施策の効果を客観的に把握するための基本目標ごとの数値目標及び各施策における重要業績評価指標 (K P I) ※1 を定めます。

##### ※1 重要業績評価指標 (K P I)

Key Performance Indicators の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。